

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)日向山風力
発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和5年12月21日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)日向山風力発電事業 環境影響評価方法書について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、島根県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

なお、当該案件は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第283号）附則第3条第5項の規定に基づき、環境影響評価その他の手続を行うこととしたものであるため、計画段階環境配慮書に係る手続は行われていない。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：島根県安来市
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大42,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

＜環境影響評価方法書＞

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 5 年 3 月 2 9 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 5 年 6 月 1 3 日
島 根 県 知 事 意 見 受 理	令和 5 年 9 月 1 2 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 5 年 1 2 月 2 1 日

問合せ先： 電力安全課 一ノ宮、伊藤
電話03-3501-1742（直通）

(別紙)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)日向山風力
発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本方法書に記載されている各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法は、事業計画が定まっていない状況で選定されているため、事業計画を策定あるいは変更した際は必ず見直しを行い、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
2. 水質の調査に当たっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 事業実施区域及びその周辺は、特別天然記念物オオサンショウウオが生息する可能性がある。また、特別天然記念物コウノトリの飛来地や繁殖地、天然記念物ヤマネ等の希少種や「しまねレッドデータブック」掲載種が生息している可能性があることから、調査の実施にあたっては、専門家等の意見を踏まえ、適切な時期、位置、手法により、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域周辺には、日常生活の場からの景観の変化が想定されることから、景観に対する調査地点の選定に当たっては、地域住民が日常慣れ親しんでいる場所も考慮する等、適切に調査地点を追加し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
5. 水の濁りの評価に当たっては、河川や沢の所在を的確に把握して濁水到達の推定を適切に実施し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
6. 植物相の調査については、適切な調査ルート及び時期を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(島根県知事からの意見書の写しを添付)